知多北部広域連合議会定例会会議録

（会議録第90号）

令和8年8月27日

知多北部広域連合議会

令和８年知多北部広域連合議会第２回定例会会議録目次

８月27日

会議録署名議員の指名　……4
会期について　……5
例月出納検査結果報告（３月分～６月分）　……5
一般質問　……5
令和７年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について　……8
令和７年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について　……8
知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について　……14
令和８年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第１号）　……15
令和８年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第１号）　……15

知多北部広域連合議会会議録（第90号）

1　招集年月日

令和８年８月２７日（木）　午後３時００分

2　招集の場所

東海市しあわせ村　保健福祉センター（３階）第１・第２会議室（議場）

3　応招議員（16人）

１番	冨　田　博　巳	２番	江　川　祐　之
３番	成　田　佳　勉	４番	井　上　純　一
５番	早　川　高　光	６番	稲　葉　裕加里
７番	太　田　和　利	８番	時　安　利　栄
９番	渡　邉　眞　弓	10番	竹　内　祥　浩
11番	伊　藤　正　明	12番	藤　井　貴　範
13番	鏡　味　昭　史	14番	間　瀬　元　明
15番	久　松　純　志	16番	山　下　享　司

4　不応招議員

な　し

5　開閉の日時

開　会　　令和８年８月２７日　午後　３時００分

閉　会　　令和８年８月２７日　午後　３時５７分

6　出席議員

応招議員と同じである。

7　欠席議員

なし

8　職務のため議場に出席した議会事務局職員

事務局長	平永亜輝英	書記	井口雅子

9　説明のため議場に出席した者

広域連合長	花田勝重	副広域連合長	岡村秀人
副広域連合長	伊藤清一郎	副広域連合長	日髙輝夫
選任副広域連合長	星川功	代表監査委員	田中奈美
会計管理者	奥田美穂	事務局長	阿部吉晋
総務課長	冨田岳司	事業課長	山下秀彰
事業課長補佐	竹内美登		

〈関係市町〉

東海市 健康福祉監	加藤浩	東海市 高齢者支援課長	池田富士子
大府市 福祉部長	原田好美	大府市 高齢障がい支援課長	深谷雄紀
知多市 福祉子ども部長	松田朋子	知多市 長寿課長	榊原琢磨
東浦町 ふくし文化部長	原田英治	東浦町 ふくし課長	村上智絵

10　議事日程

日程	議案番号	件　　名	備　考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	報告　4	例月出納検査結果報告（３月分～６月分）	
4		一般質問	
5	認定　1	令和７年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	
6	〃　2	令和７年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
7	議案　7	知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	
8	〃　8	令和８年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第１号）	
9	〃　9	令和８年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	

11　会議に付した事件

議事日程に同じである。

（８月27日　午後３時00分　開会）

議長（渡邉眞弓）

皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。

ただいまから令和８年知多北部広域連合議会第２回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

議長（渡邉眞弓）

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長（花田勝重）

皆さん、こんにちは。議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、広域連合議会第２回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今回の定例会におきましては、令和７年度決算の認定をはじめ、条例案１件、令和８年度補正予算についての議案を提出させていただいております。

議案内容につきましては後ほど御説明いたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

議長（渡邉眞弓）

ありがとうございました。

これより会議に入ります。

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、５番早川高光議員、６番、稲葉裕加里議員を指名いたします。

議長（渡邉眞弓）

日程第２、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は１日間と決定いたしました。

議長（渡邉眞弓）

日程第３、報告第４号「例月出納検査結果報告（３月分～６月分）」を議題といたします。

本件は、監査委員から当局宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

議長（渡邉眞弓）

続いて、日程第４、「一般質問」を行います。

さきに配付いたしました一般質問通告者一覧に従い質問をしていただきます。

なお、質問時間は質問、答弁を含めて１人30分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。また、時間の確認音が10分前と５分前に鳴るようになっております。

それでは、４番井上純一議員の発言を許します。

４番（井上純一）

皆さん、こんにちは。東海市の井上純一です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

初めに、介護サービスの質の維持と安定的な提供について伺います。

現在、介護現場では、円安による物価高騰や人手不足などにより、事業所の経営環境は厳しさを増しています。こういった状況は、職員体制の維持やサービスの質、さらには事業継続にも影響を及ぼしかねません。利用者や家族にとって、介護サービスが安定して提供されること、そして必要な水準の質が保たれることは、日々の生活の安心に直結する重要な課題です。知多北部広域連合は、地域密着型サービスや指定居宅介護支援などについて、指定、変更、加算・減算の届出などに関わっています。こうした事務は、単なる書類上の手続にとどまらず、サービス提供体制や人員配置、運営状況を確認する重要な機会でもあります。

そこでお伺いいたします。

質問項目の１点目、介護サービスの質を維持するための取組はどのようか。

質問項目の２点目、虐待の疑いや事業所の休止・廃止の兆候など利用者に影響を及ぼす可

能性がある情報をどのように把握しているのか。

次に、介護サービスの中には、広域連合が所轄する事業所と県及び市町村が所轄する事業所があります。しかし、利用者から見れば、どの機関が指定権者であるかにかかわらず、介護サービスの質が守られることが何より重要です。

質問項目の３点目、介護事業における県及び市町村の広域連合の役割分担と情報共有の仕組みはどのようか。

次に、介護サービス事業所・施設が行政処分に至ってから対応するだけではなく、問題が深刻化する前に、ワムネットが提供する社会福祉法人の財務諸表電子開示システムなどでその兆候をつかみ、必要に応じて助言や関係機関との連携につなげる予防的なチェック機能が重要であると考えます。

厚生労働省の今年３月の社会・援護局関係主管課長会議資料の連絡事項に、所轄庁による社会福祉法人の指導・監査については、法人から提出される現況報告書などについて、形式的な確認にとどめることなく、その内容に踏み込んで確認をすること、具体的な内容の通報・告発が続くなど不適切な運営が疑われる法人に対しては、ちゅうちょすることなく特別監査の実施を検討するなど、法人に対して適時に必要な指導を行えるよう適切な体制の整備をお願いするとあります。

この厚労省の連絡事項を踏まえて質問します。

質問項目の４点目、介護サービスの質の維持と安定的な提供を図るため今後どのように取り組むのかお伺いして、第１質問を終わります。

事務局長（阿部吉晋）

質問事項の１、介護サービスの質の維持の取組についての１点目、介護サービスの質を維持するための取組についてでございますが、広域連合では、介護サービスの質の維持向上を目的に、事業所の運営指導や給付適正化事業、介護サービス事業所の職員を対象とした研修を実施しております。

次に２点目、虐待の疑いや事業所の休止・廃止の兆候など利用者に影響を及ぼす可能性のある情報をどのように把握しているかについてでございますが、虐待の疑いについては、運営指導等の際に気づくこともありますが、多くは施設の関係者、利用者家族または介護事業所などから情報把握をいたします。情報を入手した際には、速やかに各市町と情報共有することとしております。

事業所の休止・廃止の兆候につきましても、各市町をはじめ、高齢者相談支援センター、介護事業所と共に情報共有するように努めています。

次に３点目、介護事業における県、市町村と広域連合の役割分担及び情報共有の仕組みについてでございますが、愛知県の主な役割は、県指定である特別養護老人ホームや老人保健施設等大規模な施設事業所及び訪問介護事業所における事業所の指定、指導・監督に関すること及び補助金による財政的支援等を担っております。

市町村の主な役割は、県指定以外の社会福祉法人に関すること、施設整備計画、健康づくりと介護予防の推進、高齢者相談支援センターとの連携による介護予防ケアマネジメントな

どになります。

知多北部広域連合では、介護保険における保険者としての業務のほか、介護保険事業計画の策定、地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業所の指定、指導・監督等になります。

情報共有の仕組みとしましては、愛知県とは県主催の研修会や運営指導の同行等に際し情報共有を図り、構成市町や高齢者相談支援センターとは定期的な会議を活用し、情報共有しております。介護事業所については、研修会を実施し、最新の国・県の状況を伝えたり事例検討を行うなど、常に情報を共有するよう努めております。

次に４点目、介護サービスの質の維持と安定的な提供を図るための今後の取組についてでございますが、関係機関との情報共有と定期的な研修が重要であると考えています。今後も構成市町や各高齢者相談支援センター、介護サービス事業所と情報共有に努め、事業所に出向き、届出及び運営状況等を確認するとともに、法令に基づく指導、助言を行い、質の維持向上とサービスの安定化を図ってまいります。

以上でございます。

議長（渡邉眞弓）

答弁が終わりました。

再質問がありましたら、発言を許します。

４番（井上純一）

では、再質問、質問項目４点目ですけれども、今、社会福祉法人、全国で倒産、廃業するところが今増えているという、これ現実です。それで、やっぱり一番大事なことは情報共有だということで、だから各市町の首長さんだとか執行部の方が、自分のところのエリアの社会福祉法人、がどういう経営状態なのかちゃんと把握して情報共有する、それがなされているのかどうかお伺いします。

事業課長（山下秀彰）

委員御質問の各市町で社会福祉法人、情報共有を進めているかについてでございます。

御質問いただきました情報共有につきましては、各市町でも社会福祉協議会、高齢者相談支援センター、医療機関との会議等を通じて情報共有を図っているという現状でございます。今後につきましても、議員のおっしゃったとおり情報共有が大変重要になると考えておりますので、各市町と共に広域連合も情報共有に努め、経営状態の確認等はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

４番（井上純一）

重ねて質問いたしますけれども、今、私も読み原稿で言いましたけれども、これワムネットで分析カードが出ているんですよ。この分析カードでやはりちゃんと業績を分析してから、

執行部にこういう状態ですということをやっぱり伝える、これすごく大事なことだと思うんですよ。

それで、なぜこれを私がくどく言うかというと、そこで利用されている方が、突然廃業されて路頭に迷うことがあったときに、それを誰がじゃあ面倒見るんですか。そこをやっぱりよく考えていただきたい。そこをしっかりとやられているのかどうか、そういう分析カードとかを利用されているのかどうか、お伺いします。

議長（渡邉眞弓）

４番井上純一議員、発言の回数が既に２回を超えておりますので、発言を御遠慮いただきますように注意いたします。30分以内でもございますので、要望・意見等がありましたら発言を許しますが。

４番（井上純一）

じゃ、すみません、議長。さっきのやつが要望みたいなものなんですけれども、ぜひともこの分析カードをうまく利用していただいて、しっかりと全体で共有して、市民の皆さんが安心・安全に利用できるように取組を進めていただきたいことを要望いたしまして、質問を終わります。

議長（渡邉眞弓）

以上で、４番井上純一議員の一般質問を終わります。

議長（渡邉眞弓）

続いて、日程第５、認定第１号「令和７年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第６、認定第２号「令和７年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の２議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（阿部吉晋）

ただいま上程されました認定第１号及び第２号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、認定第１号「令和７年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で、主たるものを申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入につきまして、決算書10、11ページをお願いいたします。

１款、分担金及び負担金、１項１目負担金43億4,941万円は、広域連合規約に基づく関係

市町からの負担金で、内訳といたしましては右側備考欄に記載のとおりでございます。

２款国庫支出金、１項１目国庫負担金１億811万7,300円は、低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する２分の１の負担割合でございます。

３款県支出金、１項１目県負担金5,405万8,650円も低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する４分の１の負担割合でございます。

２項１目県補助金151万7,000円は、低所得者利用者負担対策費補助金で、歳出の３款１項１目低所得者利用者負担対策事業費に対する４分の３の補助率となっております。

３項１目県委託金１万1,000円は、12、13ページをお願いいたします。生活保護法に基づく介護認定に係る審査判定委託料でございます。

４款財産収入、１項１目利子及び配当金41万5,326円は、財政調整基金の預金利子でございます。

５款繰入金、１項１目、財政調整基金繰入金512万650円は、補正予算の財源に充てるため、財政調整基金から繰り入れたものでございます。

２項１目介護保険事業特別会計繰入金１億3,613万8,180円は、令和６年度介護保険事業特別会計の決算額確定に伴い、介護給付費、地域支援事業費、事務費の超過分を特別会計から繰り入れたものでございます。

６款繰越金、１項１目繰越金1,439万18円は、令和６年度決算額の確定により繰り越したものでございます。

７款諸収入、１項１目預金利子32万4,109円は、歳計現金等の預金利子でございます。

２項１目雑入77万6,404円は、14、15ページをお願いいたします。雇用保険被保険者負担金でございます。

以上、歳入合計は46億7,027万8,637円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

16、17ページをお願いいたします。

１款議会費、１項１目議会費は160万656円で、執行率91％でございます。主な内容といたしましては、１節報酬は関係市町選出議員16人分の報酬、８節旅費は定例会等に係る費用弁償のほか、２年に一度の行政視察に係る費用弁償及び職員旅費、12節委託料は３回分の会議録作成委託料、13節使用料及び賃借料は行政視察に係る自動車借上料等でございます。

２款総務費、１項１目一般管理費は46億3,772万3,533円で、執行率99.8％でございます。主な内容といたしましては、１節報酬は会計年度任用職員等の報酬、２節給料から４節共済費までは職員の給料、手当等の人件費でございます。

18、19ページをお願いいたします。

11節役務費は手数料等で、公金振込手数料が見込みより増えたため、１節報酬及び17節備品購入費から流用しております。12節委託料は総合収納システム運営委託料等、13節使用料及び賃借料は財務給与システム借上料等でございます。

20、21ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金は、総合収納システム修正経費負担金等、22節償還金、利子及び割引料は、令和６年度の介護保険事業特別会計精算金を関係市町に返還したもの、27節

繰出金は特別会計への繰出金でございます。内訳は、右側備考欄に記載のとおりで、財源は、関係市町の負担金及び国・県の低所得者保険料軽減負担金でございます。

２目財政調整基金費1,583万5,344円は、財政調整基金積立金で、前年度繰越金及び基金利子等を積み立てるため、1,564万1,000円を増額補正したほか、基金利子が見込みより増えたため、14万7,344円を予備費から充用しております。

２項１目選挙管理委員会費は、市町各１名選出の計４人の選挙管理委員の報酬、３項１目監査委員費は、監査委員２人分の報酬が主なものでございます。

３款事業費、１項、22、23ページをお願いいたします。１目低所得者利用者負担対策事業費202万4,450円は、社会福祉法人利用者負担軽減補助金が主なものでございます。

４款公債費の執行はございませんでした。

５款予備費は、２款１項２目財政調整基金費に14万7,344円を充用しております。

以上、歳出合計は46億5,745万2,373円で、執行率は99.7％でございます。

続きまして、実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。

１の歳入総額は46億7,027万8,637円、２の歳出総額は46億5,745万2,373円で、３の歳入歳出差引額は1,282万6,264円となり、４の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、５の実質収支額は1,282万6,264円でございます。この実質収支額の２分の１の641万3,132円を地方自治法第233条の２及び知多北部広域連合財政調整基金条例第３条の規定により、財政調整基金繰入額といたしました。

続きまして、財産に関する調書についてを御説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

１の物品で、自動車及び取得価格が単品100万円以上のものについて令和７年度中増減はなく、決算年度末現在高といたしましては、自動車７台及び介護保険給付適正化システム一式でございます。

２の基金につきましては、（１）の財政調整基金は、決算年度中の積立分と取崩し分の差引額2,510万4,000円の増加、年度末現在高は２億1,262万5,000円でございます。

（２）の介護給付費準備基金は、決算年度中の積立分と取崩し分の差引額１億6,660万円の増加、年度末現在高は13億9,712万7,000円でございます。

以上で、令和７年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。

続きまして、認定第２号「令和７年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

なお、こちらも金額につきましては、一般会計同様、歳入は収入済額、歳出は支出済額で、主たるものを申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入につきまして、14、15ページをお願いいたします。

１款保険料、１項１目第１号被保険者保険料は、予算現額65億4,028万5,000円に対し、調定額67億6,019万4,400円、収入済額66億9,575万7,900円で、調定に対する収納率は99％でございます。

また、介護保険法第200条該当による時効により、310人分1,463万9,300円を不納欠損処分いたしまして、保険料の収入未済額は4,979万7,200円でございます。

なお、１節現年度分特別徴収保険料の372万3,300円の減額は、特別徴収分の未還付額でございます。

２款国庫支出金は57億2,114万9,085円で、１項１目介護給付費負担金並びに２項２目及び３目の地域支援事業交付金は、それぞれ介護給付費及び地域支援事業費に対する国の法定負担分でございます。

２項１目調整交付金は、全国ベースで調整され、令和７年度は保険給付費の2.72％の交付率で交付されたものでございます。

16、17ページをお願いいたします。

４目保険者機能強化推進交付金2,641万8,000円は、市町村による高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を支援するため交付されたものです。

５目介護保険保険者努力支援交付金5,279万7,000円は、介護予防と健康づくりに資する取組に活用するため交付されたものです。

６目重層的支援体制整備事業交付金２億123万8,000円は、３市１町の事業の実施に係る交付金です。

７目事業費補助金132万8,000円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する補助金です。

９目介護保険災害臨時特例補助金３万1,000円は、東日本大震災で被災された被保険者の保険料の減免措置に対する補助金でございます。

３款支払基金交付金68億4,712万6,767円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する第２号被保険者負担分の保険料相当額として、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

18、19ページをお願いいたします。

４款県支出金37億7,101万447円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する県の法定負担分でございます。

20、21ページをお願いいたします。

５款財産収入481万4,083円は、介護給付費準備基金の利子でございます。

６款繰入金43億399万9,600円は、給付費等に係る市町負担分を一般会計から繰り入れた１項一般会計繰入金と、22、23ページの１款保険料収入の不足分を基金から繰り入れた２項基金繰入金でございます。

７款繰越金５億4,947万7,510円は、令和６年度決算における繰越金でございます。

８款諸収入1,810万9,185円の主なものは、保険料納付の遅延による延滞金、歳計現金の預金利子、交通事故等による第三者行為の損害賠償金でございます。

なお、雑入のところで収入未済額1,499万7,122円が生じておりますが、これは不当利得に対する介護給付費等の返還請求分の年度末残高でございます。

24、25ページをお願いいたします。

以上、歳入合計は279億1,144万4,577円、不納欠損額1,463万9,300円、収入未済額6,479万

4,322円でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

26、27ページをお願いいたします。

26、27ページから28、29ページまでが１款の総務費になります。

１款総務費の支出済額は３億5,214万1,471円でございます。主なものは、介護保険システムの標準準拠システム開発委託料、３年に一度実施している日常生活圏域ニーズ調査委託料、単年度事業としてケアプランデータ連携システム普及啓発委託料、介護保険システムの借上料など介護保険事業に係る電算システムの維持管理費用、保険料のコンビニ収納などに係る手数料、認定審査会委員の報酬、主治医意見書作成手数料及び介護認定調査委託料でございます。

30、31ページをお願いいたします。

30、31ページから32、33ページまでが２款の保険給付費になります。

２款保険給付費246億8,375万1,098円は、要介護及び要支援と認定された被保険者への保険給付費で、前年度と比較して６億9,710万4,292円、2.9％の増加でございます。

34、35ページをお願いいたします。

34、35ページから36、37ページの上段までが３款地域支援事業費になります。

３款地域支援事業費13億7,280万3,733円は、要支援及び事業対象者と認定された被保険者への保険給付費などで、前年度と比較して2,310万7,522円、1.7％の増加でございます。

36、37ページの中段をお願いいたします。

４款保健福祉事業費8,147万1,000円は、令和６年度に交付された保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の同額を保健福祉事業支援交付金として関係市町に交付したものでございます。

５款基金積立金３億9,570万7,773円は、令和６年度決算に伴う繰越分から、国・県などへの返還金を差し引いた第１号被保険者の保険料を財源とした剰余金などを積み立てたものでございます。

６款諸支出金１億9,745万2,582円は、過年度分に係る保険料の払戻金、国庫支出金等過年度分の返還金でございます。

38、39ページをお願いいたします。

７款予備費は、５款基金積立金、１項１目介護給付費準備基金積立金の24節積立金に22万2,773円、６款諸支出金１項１目介護保険料還付金の22節償還金、利子及び割引料に143万6,800円を充用しております。

以上、歳出合計は270億8,332万7,657円でございます。

続きまして、40ページの実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

１の歳入総額は279億1,144万4,577円、２の歳出総額は270億8,332万7,657円で、３の歳入歳出差引額は８億2,811万6,920円となり、４の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、５の実質収支額は８億2,811万6,920円でございます。

以上で、令和７年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を終わります。

認定第１号及び認定第２号につきましては、以上でございます。

議長（渡邉眞弓）

引き続き、代表監査委員から決算審査結果の報告をいただきます。

代表監査委員（田中奈美）

代表監査委員の田中でございます。議長からお許しをいただきましたので、令和７年度決算審査の実施結果につきまして補足説明をさせていただきます。

令和８年７月28日に稲葉裕加里委員と共に、地方自治法第233条第２項の規定により、広域連合長から審査に付されました令和７年度知多北部広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算について決算審査を行いました。

審査に当たりましては、提出されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の正否について確認するため関係帳簿等を審査するとともに、予算執行について、地方自治法第２条第14項及び地方財政法第４条の規定の本旨に基づいて執行されているかについて特に配慮をしつつ、関係職員の出席、説明を求めて実施しました。

審査の結果、お手元にございます決算審査意見書に記載しておりますように、関係書類につきましては、地方自治法施行規則に定められました様式に従っており、計数においては決算を適正に表示しているものと認められ、また、予算執行についても地方自治法及び地方財政法の規定の本旨に沿って行われており、目的はおおむね達成されたものと認められました。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果報告の補足説明とさせていただきます。

議長（渡邉眞弓）

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、認定第１号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、認定第１号「令和７年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第２号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、認定第２号「令和７年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

議長（渡邉眞弓）

日程第７、議案第７号「知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（阿部吉晋）

ただいま上程になりました議案第７号「知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、地方自治法等の一部改正に伴い、引用条項を変更するため、改正するものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第１条及び第２条につきまして、引用条項を変更するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は令和８年９月24日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（渡邉眞弓）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第７号「知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（渡邉眞弓）

続きまして、日程第８、議案第８号「令和８年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第１号）」及び日程第９、議案第９号「令和８年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（阿部吉晋）

ただいま上程されました議案第８号及び議案第９号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第８号「令和８年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第１号）」について御説明申し上げます。

補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億3,666万円を追加し、予算の総額を48億9,778万円とするものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

８、９ページをお願いいたします。

２款国庫支出金、１項１目国庫負担金は、過年度分の低所得者保険料軽減負担金の精算に伴い、国負担分471万6,000円の追加交付を受けるものでございます。

３款県支出金、１項１目県負担金は、２款国庫支出金と同様に、過年度分の低所得者保険料軽減負担金の県負担分235万8,000円の追加交付を受けるものでございます。

４款財産収入、１項１目利子及び配当金は、預金利率の引上げにより、財政調整基金利子を50万1,000円増額するものでございます。

５款繰入金、２項１目介護保険事業特別会計繰入金は、特別会計の令和７年度決算に伴う負担金の精算により、特別会計から一般会計へ繰り入れるもので、２億2,467万2,000円を計上するものでございます。

６款繰越金、１項１目繰越金は、一般会計の令和７年度決算に伴い、繰越額が確定したため、441万3,000円を増額するものでございます。

10、11ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

２款総務費、１項１目一般管理費は、事務費繰出金として934万2,000円、低所得者保険料軽減繰出金として943万2,000円を増額するものでございます。

２目財政調整基金費は、２億1,788万6,000円を増額し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で、令和８年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第１号）について説明を終わります。

続きまして、議案第９号「令和８年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和７年度決算に伴う繰越金及び事業費の精算等が主なもので、補正

額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ８億8,796万円を追加し、予算の総額を295億3,347万円とするものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

８、９ページをお願いいたします。

２款国庫支出金、２項６目重層的支援体制整備事業交付金は、令和７年度決算額確定に伴い、交付金の追加を受けるため、1,022万6,000円を計上するものでございます。

３款支払基金交付金、１項１目介護給付費交付金は、令和７年度決算額確定に伴い、交付金の追加を受けるもので、1,821万1,000円を計上するものでございます。

４款県支出金、１項１目介護給付費負担金は、令和７年度決算額確定に伴い、追加交付を受けるもので、842万円を計上するものでございます。

同じく、２項３目重層的支援体制整備事業交付金は、483万円を計上するものでございます。

５款財産収入、１項１目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の普通預金の利率が見込みより高かったため、138万円を増額するものでございます。

10、11ページをお願いいたします。

６款繰入金、１項４目事務費繰入金は、後ほど歳出でも御説明させていただきますが、令和８年度介護保険報酬改定に伴うシステム改修及び介護情報基盤対応に伴うシステム改修を実施する必要が生じたことにより、934万2,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

同じく、１項５目低所得者保険料軽減繰入金は、令和７年度決算額確定に伴い、過年度分として943万2,000円を計上し、一般会計を通じて国・県からの支出金の追加交付を受けるものでございます。

７款繰越金、１項１目繰越金は、令和７年度決算額確定に伴い、８億2,611万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

12、13ページをお願いいたします。

１款総務費、１項１目一般管理費の12節委託料は、先ほど歳入、６款繰入金でも御説明いたしましたが、令和８年度介護保険報酬改定に伴うシステム改修及び介護情報基盤対応に伴うシステム改修を実施する必要が生じたことにより、934万2,000円を増額するものでございます。

５款基金積立金、１項１目介護給付費準備基金積立金は、令和７年度保険給付費、地域支援事業及び保険料収入額の確定に伴い、前年度繰越金に含まれる保険料等を基金に積み立てるもので、５億3,153万1,000円を増額するものでございます。

６款諸支出金、１項３目償還金は、保険給付費の額確定に伴う国庫支出金等過年度分返還金で、１億2,241万5,000円を計上するものでございます。

同じく、２項１目一般会計繰出金は、令和７年度の市町負担金の精算に伴い、一般会計繰出金として２億2,467万2,000円を計上するものでございます。内訳は、介護給付費分１億5,750万4,000円、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業分1,173万1,000円、介護

予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業分９万4,000円、事務費繰出金として事務費精算分5,534万3,000円を一般会計に繰り出すものでございます。

以上で、令和８年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について御説明を終わります。

議案第８号及び議案第９号につきましては、以上でございます。

議長（渡邉眞弓）

これより一括質疑に入ります。

お手元に配付いたしました議案質疑の通告一覧に従い、質疑をしていただきます。

４番井上純一議員の発言を許します。

４番（井上純一）

それでは、議案第８号の一般会計補正予算、10ページ、歳出の２款の総務費、１項総務管理費、２目の財政調整基金で、補正額、積立金２億1,788万6,000円。今年度末の財政調整基金の残高見込みはどれくらいか、お聞かせください。

総務課長（冨田岳司）

議案第８号の御質問の今年度末の財政調整基金残高見込みについてでございますが、認定第１号で御説明しました令和７年度末現在高２億1,262万5,000円及び地方自治法の規定による基金繰入額641万3,000円の合計額に、今回補正後の予算額２億1,839万5,000円を加えました４億3,743万3,000円を見込んでおります。

以上でございます。

議長（渡邉眞弓）

答弁は終わりましたが、井上議員、再質問はありますか。

４番（井上純一）

ないです。

議長（渡邉眞弓）

以上で、４番井上純一議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、議案第８号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第８号「令和８年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第９号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第９号「令和８年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり可決されました。

議長（渡邉眞弓）

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長（花田勝重）

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回の定例会におきまして、令和７年度決算の認定をはじめ、条例案、令和８年度補正予算の議決をいただきましたこと、まずもってお礼を申し上げます。

議決をいただきました内容につきましては、職員一同、十分心して取り組み、今後も介護保険の広域的運営のメリットを生かし、よりよい運営を目指してまいります。議員の皆様には、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げるとともに、まだまだ暑い日も続いております。健康には皆さん十分御留意いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

皆さん、どうもありがとうございました。

議長（渡邉眞弓）

これをもちまして、令和８年知多北部広域連合議会第２回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（８月27日　午後３時57分　閉会）

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　（９番）　渡　邉　眞　弓

議　　員　（５番）　早　川　高　光

議　　員　（６番）　稲　葉　裕加里